**地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業・整備計画書**

**朱書きは記載例及び注意事項のため、申請時は削除すること。**

|  |  |
| --- | --- |
| 申請主体 |  |
| 申請主体名 | 株式会社○○放送 |
| 代表団体の長名 | 代表取締役社長　総務　太郎 |
| 担当者連絡先 | ○○部○○部長　総務一郎電話：XXX-XXXX-XXXX、メール：\*\*\*\*\*\*\*\*@++++.jp |
| 事業概要 |  |
| ①事業内容○○送信所及び○○送信所については、地震等による商用電源の供給停止への備えとして、現行の予備電源設備に加え、○○送信所には蓄電池装置、○○送信所には自家用発電機及び燃料タンクをそれぞれ新たに整備して、電源供給時間の長期化を図る。②事業費

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 |  |  | （単位：千円） |
|  | 事業費（全体） | 事業費（補助対象） | 補助金申請額 |
| 施設・設備費 | ○○○、○○○ | △△△、△△△ | □□□、□□□ |
| 用地取得費・道路費 |  |  |  |
| 企画・開発費 |  |  |  |
| 合計 | ○○○、○○○ | △△△、△△△ | □□□、□□□ |

 |
| 整備箇所１　（複数箇所ある場合は　整備箇所２・・・と適宜追加すること） |
|  | （１） 整備の概要①　整備の種類○○中継局における予備電源設備の整備② 対象設備の所有者（自己所有のみ）株式会社○○放送③　整備の場所（可搬型の予備設備を設置する場合は平時の保管場所を記載すること）○○中継局の局舎内（○○県○○市○○）④ 整備の内容　　　　蓄電池装置（スペック記載）の新規整備　　　　※放送法第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準又は同法第百二十一条第一項の総務省令で定める技術基準（いわゆる「安全・信頼性に係る技術基準」）に適合させるために行われる施設・設備の整備ではないこと（基準を満たしていること）を説明すること（同基準の対象となっている設備の予備設備を整備する場合のみ。）。⑤ 整備の理由現在、○○中継局には、商用電源からの電力供給が止まった場合、○○時間程度放送を継続できる予備電源設備を整備しているが、災害時等において商用電源の供給が長期間止まった場合に備え、蓄電池装置からの電力供給により、さらに○○時間程度供給時間を長期化して、放送を継続できるようにするため。運営する送信所が被災した際に予備送信機として活用し、放送を継続できるようにするため（○○中継局、△△中継局、××送信所等における活用を想定して仕様を決定。なお、被災の状況等により、現在運営する局所で活用できない場合、当該局所以外の場所における活用も想定している。）。⑥　所要額　　　　○，○○○千円⑦　該当する条件不利地域の要件と財政力指数（財政力指数が０．５以下の市町村が条件不利地域において、受信障害対策中継局に係る事業を実施する場合でなければ、記載不要）○○市は過疎地に該当し、財政力指数は○○である。（２） 整備スケジュール令和○年○月　無線局変更許可申請令和○年○月　無線局変更許可令和○年○月　工事着工令和○年○月　工事完了令和○年３月　事業完了※事業の適用可否の判断の対象となるので、可能な限り詳細に記載。 |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

添付資料

　ア　契約予定内容に関する調査票（資料３）

　イ　その他計画書の内容を補足する資料（ハザードマップ等想定される災害等を示す資料、ソフト　　ウェアのⅡ-5別表との対応表等）

　ウ　放送エリア図（可搬型の予備送信設備を整備する場合のみ。当該設備の活用が想定される既存の送信所のうち、最も送信出力が高い送信所から送信した場合を想定して、当該送信所の放送エリアと比較ができるように作成すること。）